

給与等支給明細書への広告募集

本学教職員等に配布する給与等支給明細書への広告掲載を募集します。
企業、事業所などの宣伝・広告、イベントの告知など様々な用途にご活用ください。
平成 29 年度の応募方法等は以下のとおりです。

〈広告媒体〉

	給与支給明細書	賞与支給明細書
配布枚数等	約 2,000 部/月(回) 12 回/年	約 1,200 部/回 2 回/年
配布日	原則毎月 17 日	6 月 30 日, 12 月 8 日

※給与支給日が休日の場合は、支給日の前日又は前々日となる。なお、7 月は 18 日となる。

〈広告の規格〉

掲載場所：給与支給明細書及び賞与支給明細書の明細印刷の余白欄
掲載サイズ：別紙サンプルの範囲（縦 5 c m×横 18 c m以内）
広告の色：モノクロ（広告の掲載時は電子データ（.jpg、.bmp 等）でお願いします。）

〈募集時期〉

下記のとおり半期毎に募集します。（本年度の上半期は 6 月～9 月）
当該半期分をまとめて応募いただきます。

	広告掲載申込書提出期間
6～9 月配布分給与支給明細書及び 6 月賞与支給明細書	5 月 17 日（水）～ 5 月 30 日（火）
10～3 月配布分給与支給明細書及び 1 2 月賞与支給明細書	8 月 1 日（火）～ 9 月 11 日（月）

〈申込方法〉

広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告の原稿又は図案、会社概要等及び広告掲載料見積書を添付し、上記期限までに持参又は郵送（必着）してください。

申込みにあたっては、国立大学法人浜松医科大学有料広告掲載取扱要項を必ずお読みください。

〈広告掲載料標準額〉

縦 5 c m×横 9 c m 20,000 円/月(回) 、縦 5 c m×横 18 c m 40,000 円/月(回)
※広告掲載料は、指定する日までに本学の請求書により納入してください。

〈決定方法〉

応募いただいた広告内容を本学で審議します。

掲載に適すると認められる広告の応募が複数ある場合は、広告掲載料見積額が最も高い応募を優先します。なお、広告掲載料が同額の場合は抽選により決定します。

決定の後は、広告掲載決定通知書により広告掲載又は広告不掲載の旨通知します。

〈申し込み・問い合わせ先〉

国立大学法人浜松医科大学会計課 総務係長：大保、課長補佐：三浦
〒431-3192 浜松市東区半田山 1-20-1 TEL：053-435-2123、2124

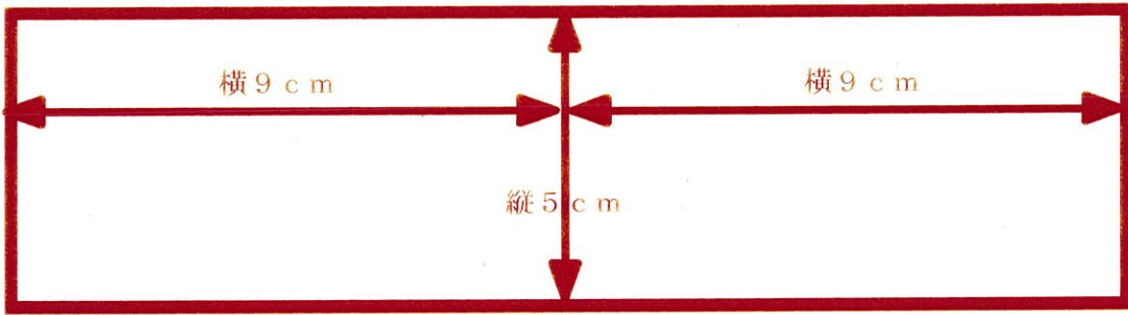
給与（支給明細）

元号 明年 明月 1 日～ 明月 明日

9999 明細予

機関		所属				氏名				現金支給額	振込額	手渡額		
会社名称		所属名称				社員名称				9,999,999	9,999,999	9,999,999		
会社コード		所属コード				社員番号				9,999,999	9,999,999	9,999,999		
予算区分	級号俸	給与期間	渡 額		本給支給額	扶養手当	地味手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当				
	俸給名	支 -	999	999,999,999	支給項目	支給項目	支給項目	支給項目	支給項目	支給項目				
	99 - 999		999	999,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999				
超過勤務時間						超過勤務手当	期末手当	勤怠手当	初任給調整	特殊勤務手当				
25	100	125	135	150	160	支給項目	支給項目	支給項目	支給項目	支給項目				
999	999	999	999	999	999	9,999,999	99,999,999	99,999,999	9,999,999	9,999,999				
その他	宿日直手当	通勤手当	給与総支給額		標準報酬月額	共済短期	99 級	99,999,999	給与支給累計		社会保険料累計	所得税累計		
支給項目	支給項目	支給項目	支給項目2金額			厚生年金保険料	99 級	99,999,999	999,999,999		99,999,999	99,999,999		
9,999,999	9,999,999	999,999	99,999,999			退職等年金給付	99 級	99,999,999	999,999,999		99,999,999	99,999,999		
共済短期	介護雑金	退職等年金掛金	厚生年金保険料	労働保険	被課税金額	所得税	宿舍費	住民税	共済貸付返済金	財形貯蓄額	共済貯金	団体終身保険	その他	控除額合計
控除項目	控除項	控除項	控除項目	控除項	9,999,9	9,999,999	999,99	9,999,9	9,999,9	9,999,9	999,999	9,999,9	999,999	9,999,999
999,999	999,99	999,99	999,999	999,99			999,99	9,999,9	9,999,9	9,999,9	999,999	9,999,9	999,999	9,999,999

備考	財形(一般)	支給項目	生命保険	支給項目
	財形(年金)	支給項目	差押	支給項目
	財形(住宅)	支給項目	個人型DC	支給項目



給与

9999 f

支払年	年	支払	月分
機 関			
会社名称		所属コード	所属名称
		社員番号	社員名称

給与の支給明細は、この封筒の内側に印刷してありますのでお確かめください

○国立大学法人浜松医科大学有料広告掲載取扱要項

(平成29年3月24日要項第12号)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人浜松医科大学（以下「本法人」という。）が発行する印刷物等に、企業等の広告を有料で掲載する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(印刷物等の指定)

第2条 広告掲載できる印刷物等の範囲は、別表第1のとおりとし、その印刷物等は学長が指定するものとする。

2 印刷物等を所管する理事又は副学長（以下「理事等」という。）は、あらかじめ対象印刷物等申請書（別記様式第1号）により総務企画室の審査を経て学長に申請し、許可を得なければならない。

(広告掲載基準)

第3条 印刷物等に広告の掲載ができる者は、印刷物等を所管する理事等が適当であると認めた企業等とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、その掲載を許可しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (3) 宗教活動に関するもの
- (4) 個人若しくは団体の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (7) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (8) 取引商品等の性質上、消費者との問題発生が想定されるもの
- (9) 社会的批判を引き起こすおそれがあるもの
- (10) その他理事等が不適當であると認めるもの

(広告掲載の割合等)

第4条 掲載される印刷物に占める広告の割合及び掲載場所は、当該印刷物等の趣旨を損なわない範囲でなければならない。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、学内の掲示板又は大学のホームページ等により、周知するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する企業等（以下「広告依頼者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式第2号）に広告の原稿を添えて、理事等に申し込むものとする。

(広告掲載の決定通知等)

第7条 広告掲載の申込みを受けた理事等は、掲載の可否を決定し広告依頼者に広告掲載決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。ただし、掲載の可否の理由については公表しない。

2 理事等は、当該広告の掲載を決定したときは、学長及び理事（財務担当）にその概要を報告するものとする。

(広告依頼者の責任)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告依頼者が負うものとし、本法人はいかなる責務も負わないものとする。

2 広告原稿の作成に係る経費は、広告依頼者の負担とする。

3 広告原稿にイラスト、写真及びロゴ等を使用する場合は、広告依頼者において著作権等関係法令の確認及び必要な手続を行うものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第9条 広告の規格及び掲載料標準額は、別表第2のとおりとする。ただし、印刷物等の発行部数・配布規模等により標準額を増減することができる。

2 前項の規定により標準額を減ずる場合は、第7条の広告掲載の決定を通知する前に、理事（財務担当）の承認を受けるものとする。

(掲載料の納入)

第10条 広告依頼者は、本法人が発行する請求書に基づき定められた期日までに掲載料を本法人へ一括納入するものとする。

(掲載料の返還)

第11条 納入された掲載料は、原則として返還しないものとする。

2 掲載料の納入完了前において、広告依頼者から掲載の取下げの申出があったときは、掲載料を徴収しないことができるものとする。

(広告収入)

第12条 広告による収入金については、学校又は病院に帰属させるものとする。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

印刷物等の範囲
教職員に対し使用する印刷物

別表第2(第9条関係)

規格	1掲載当たりの標準額（税込み）
縦5cm×横9cm以内	20,000円
縦5cm×横18cm以内	40,000円
縦10cm×横9cm以内	40,000円
縦10cm×横18cm以内	70,000円
縦12.5cm×横18cm（A4版半面）	80,000円
縦25cm×横18cm（A4版全面）	150,000円

上記掲載料標準額は発行部数1,000部超の印刷物で設定している。

※複数の応募がある場合は、標準額を最低価格として競争により掲載料を決定する。

別記様式第1(第2条第2項関係)

対象印刷物等申請書

[別紙参照]

別記様式第2(第6条関係)

広告掲載申込書

[別紙参照]

別記様式第3(第7条関係)

浜松医科大学長 殿

(理事等)

対 象 印 刷 物 等 申 請 書

国立大学法人浜松医科大学有料広告掲載取扱要項第2条第2項の規定に基づき、対象印刷物としての指定について申請します。

対象印刷物等名	作成予定部数	作成予定月	主な配布予定先	備 考 (広告の期間等)

【総務企画室審査日： 月 日 第 回会議にて審査了承】

平成 年 月 日

（理事等） 殿

申請者 住所（所在地）
〒

氏名（会社・団体の場合は、名称及び代表者名）
印

連絡先電話番号

担当者氏名

広 告 掲 載 申 込 書

国立大学法人浜松医科大学有料広告掲載取扱要項第6条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申込みます。

記

1 広告掲載希望印刷物名

2 広告掲載希望年度又は回数

A 通 年 希望年度：平成 年度（ 回掲載）

B 回数指定 希望回数： 回 平成 年 月号、平成 年 月号
平成 年 月号、平成 年 月号

※A、Bのいずれかに○を付けて下さい。

3 規格

縦 cm、横 cm

4 広告掲載料

円

5 広告の内容（広告の仮原稿等掲載イメージのわかるもの）
（別添のとおり）

6 その他

- (1) 申請にあたっては、国立大学法人浜松医科大学有料広告掲載取扱要項を遵守します。
- (2) 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害のないことを確認しています。

別記様式第3号（第7条関係）

平成 年 月 日

（広告依頼者） 殿

（理事等）

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 決定区分
掲載する
掲載しない
- 2 広告掲載印刷物名
- 3 広告掲載の種類（号数、回数、期間）
- 4 規格
- 5 広告掲載料
- 6 広告の内容
別添（写）のとおり
- 7 広告原稿提出期限
平成 年 月 日
- 8 広告掲載料納入期限
本法人が発行する請求書に記載された期限とする。